え、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。		数を設定すること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府告示第五十七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～三十五　略］ 三十五の二　事務職員配置加算　当該施設等において、その利用定員九十一人以上の場合であって、事務職員を配置する場合に加算されるものをいう。 三十五の三　［略］ 三十五の四　［略］ 三十五の五　［略］ ［三十六～五十六　略］ ［号を削る。］	（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～三十五　同上］ ［号を加える。］ 三十五の二　［同上］ 三十五の三　［同上］ 三十五の四　［同上］ ［三十六～五十六　同上］ 五十六の二　事務職員配置加算　当該施設等において、その利用定員九十一人以上の場合に加算されるものをいう。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第二の［一～十五　略］の項から［十六　令第二条第十二号の資金　［1～5　略］　［号を削る。］］の項までを次のように改める。

改正後	改正前
［一～十五　略］ 十六　令第二条第十二号の資金 ［1～5　略］ ［号を削る。］	［一～十五　同上］ 十六　令第二条第十二号の資金 ［1～5　同上］ 6　飲用牛乳用処理施設又は乳製品製造施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ［十七～二十　同上］
［十七～二十　略］	

別表第二（第十七号関係）

農林水産物の種別	市町村名
［略］	［略］
ニンジン	うるま市、糸満市、読谷村
［略］	［略］
モズク	伊平屋村、恩納村、伊是名村
［略］	［略］

農林水産物の種別	市町村名
［同上］	［同上］
ニンジン	うるま市、糸満市
［同上］	［同上］
モズク	伊平屋村、恩納村
［同上］	［同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

○内閣府
財務省告示第一号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第十三号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年総理府大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

別表第二及び第三を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供するとともに、内閣府のホームページにより公表する。）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府
財務省告示第二号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件（平成二十年内閣府告示第五号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
一　沖縄振興開発金融公庫法（以下「公庫法」という。）第十九条第一項第一号本文の資金 ［1～8　略］ 9　沖縄の民間主導の自立型経済の発展に向けた産業の振興開発に寄与する次に掲げる資金 ［(1)～(5)　略］	一　沖縄振興開発金融公庫法（以下「公庫法」という。）第十九条第一項第一号本文の資金 ［1～8　同上］ 9　沖縄の民間主導の自立型経済の発展に向けた産業の振興開発に寄与する次に掲げる資金 ［(1)～(5)　同上］